

## 【情報に関する事項】

### 論点 I

- ・ 国保連合会介護給付適正化システム活用例について
- ・ 「介護給付費適正化計画」に関する指針について

【情報に関する事項】  
論点 I

国保連合会介護給付適正化システム活用例（福祉用具貸与に関する部分）

- 福祉用具貸与費一覧表
  - ① 帳票説明

福祉用具貸与費一覧表

「提供単位数」、「平均単位数」は、月を通じて利用のあったデータのみを対象として抽出し、月単位の値として算出し、出力したものの。

受給者番号	000001
保険者名	A市
請求年月	2006年10月
提出科目	全国平均割合
割合	10%以上
提出科目	都道府県平均割合
割合	50%以上

日付 99年10月9日 作成  
〇〇国民健康保険中央会資料を基

事業所番号	事業所名	事業所所在 保険者番号	事業所所在保険者名	保険者番号	保険者名	延保険者番号	延保険者名	要介護度	障害者 自立度	認知症 自立度	支援事業所 番号	支援事業所名	サービス コード	品目コード	商品名	提供単位数	全国		都道府県		実行年月
																	平均単位数	割合	平均単位数	割合	
000000004	A事業所	000001	A市	000001	A市	000000001	丸形ソファ	J 1	B b	000000001	A支援事業所	671001	00000000	特殊椅子	1,600	812	197%	1,000	160%	200611	
000000004	A事業所	000001	A市	000001	A市	000000002	丸形ソファ	J 2	I	000000002	B支援事業所	171003	00000000	特殊寝台付商品	1,000	2,154	46%	2,000	50%	200611	
000000004	A事業所	000001	A市	000001	A市	000000003	C丸形ソファ	A 2	I	000000003	C支援事業所	332003	00000000	車いす	1,000	456	219%	500	200%	200611	

同一商品で利用者ごとに単位数が大きく異なるときは注意が必要である。  
また、単位数の平均からの乖離が大きい場合には、当該事業所の価格表の確認も必要である。

- ② 適正化の視点等

適正化の視点	福祉用具貸与に係る費用は、他の介護報酬と異なり公定価格（単位数）が定められていない。よって、各事業所ごとに提供価格は異なるものとなる。基本的にその価格は、現に福祉用具貸与に要した費用の額および搬入にかかる費用をもとに設定されるが、通常同一地域で各事業所に発生する費用を想定した場合、当該費用に大きな差異が発生することは考えにくい。にもかかわらず、同一商品における提供価格に平均からの大きな乖離がある場合、意図的な価格調整が行われている可能性も考えられる。 必ずしも価格のバラツキが不正に繋がるものとは言えないが、平均から乖離している原因を把握し、不公正な価格設定になってはいないことを確認することが必要である。
発見の視点	全国平均単位数もしくは都道府県平均単位数から大きく乖離している場合
不正が疑われる場合の対応例	当該事業所の用具ごとの価格表を確認
注意事項等	同一商品（同一商品コード）でも、付帯する備品等により複数の価格設定を行っている場合がある。

出典：国民健康保険中央会資料を基に加筆

【情報に関する事項】

論点 I

写

老総発第0629002号  
老介発第0629001号  
老振発第0629001号  
老老発第0629003号  
平成19年6月29日

各都道府県介護保険担当部（局）長 殿

厚生労働省老健局総務課長

介護保険課長

振興課長

老人保健課長

「介護給付適正化計画」に関する指針について

介護給付の適正化を図ることにより、利用者に対する適切な介護サービスを確保するとともに、不適正な給付が削減されることは、介護保険制度の信頼感を高めるとともに、少子高齢化が進展する中において、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な介護保険制度の構築に資するものである。

今般、こうした介護給付の適正化について、都道府県と保険者が一体となって戦略的に取り組んでいくことを促進する観点から、別紙のとおり、「介護給付適正化計画」に関する指針を定めたので、各都道府県において「介護給付適正化計画」を策定し、介護給付適正化の一層の推進について御協力をお願いする。

また、厚生労働省としても、「介護給付適正化計画」に係る必要な情報提供、全国会議の開催のほか、所要の財源措置などを通じて積極的に支援を行うこととしている。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言にあたるものである。

## 「介護給付適正化計画」に関する指針（抜粋）

### 第2 国が期待する実施目標及び事業内容等

#### 2. 都道府県が行う適正化事業等について

都道府県においては、指導・監査体制の充実など、指定権者として都道府県における必要な取組の推進を図るとともに、保険者が実施する事業の支援等を的確に実施するようお願いする。

～（略）～

#### (2) 保険者の実施する適正化事業のための支援並びに協力

～（略）～

#### ウ. 国保連との積極的な連携

効果的な事業の推進を図るため、都道府県が中心となって国保連と積極的な連携を図り、情報の共有を進めるとともに、小規模保険者等に対する支援方策についても検討する。

～（略）～

#### 3. 保険者が行う適正化事業について

各保険者において、地域の実情に応じて以下の事業の推進を図ることとする。

～（略）～

#### (3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

～（略）～

#### オ. 国保連介護給付適正化システムの活用

給付実績を活用した情報を活用し、医療情報との突合及び縦覧点検の結果に基づく過誤調整等を実施する。

## 【情報に関する事項】

### 論点Ⅱ

- ・ 利用者が適切な情報を得るための取組について
- ・ 介護サービス情報の公表制度の仕組みについて
- ・ 福祉用具情報システム及び介護保険対象福祉用具

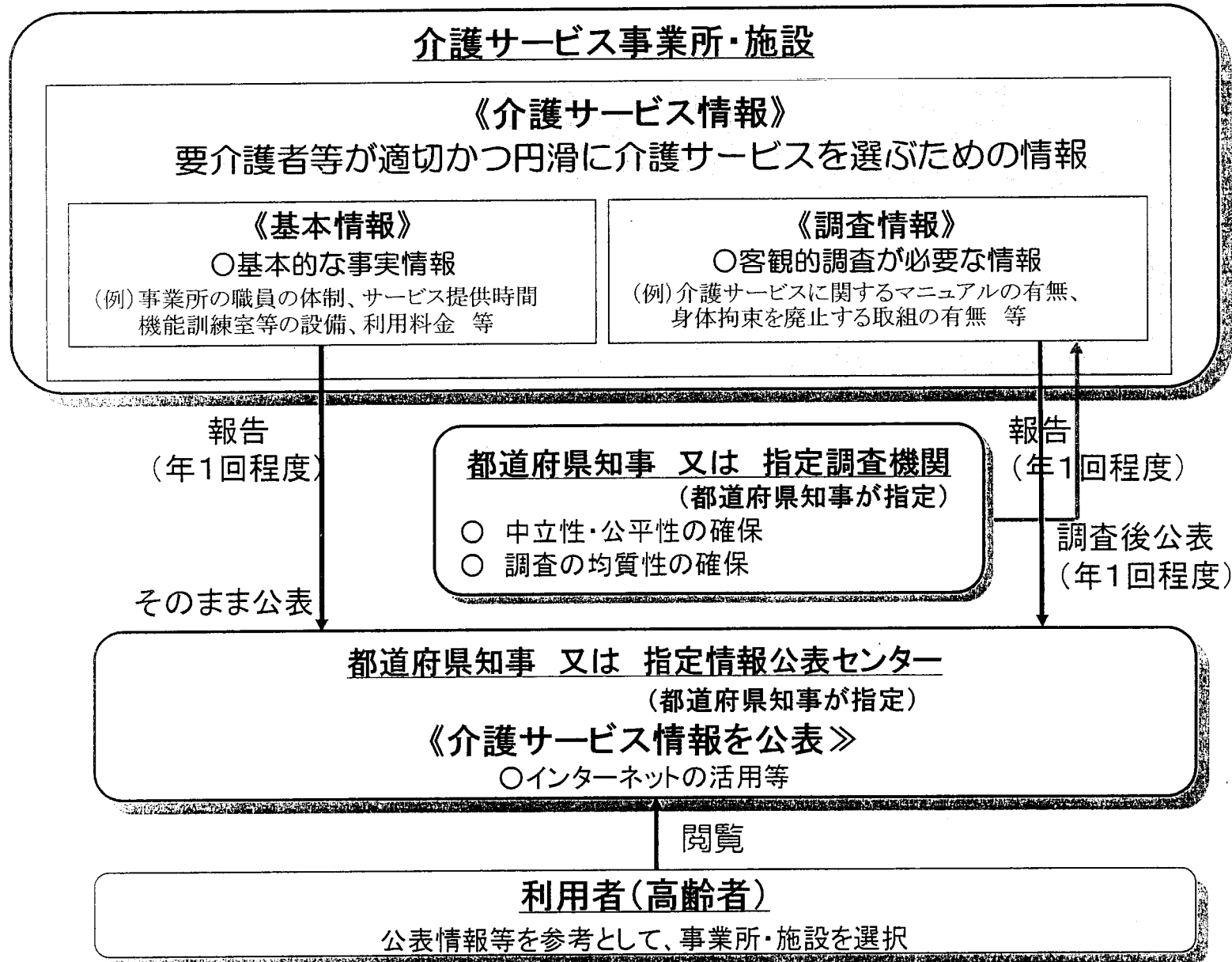
詳細情報の概要

## 利用者が適切な情報を得るための取組 (福祉用具関係)

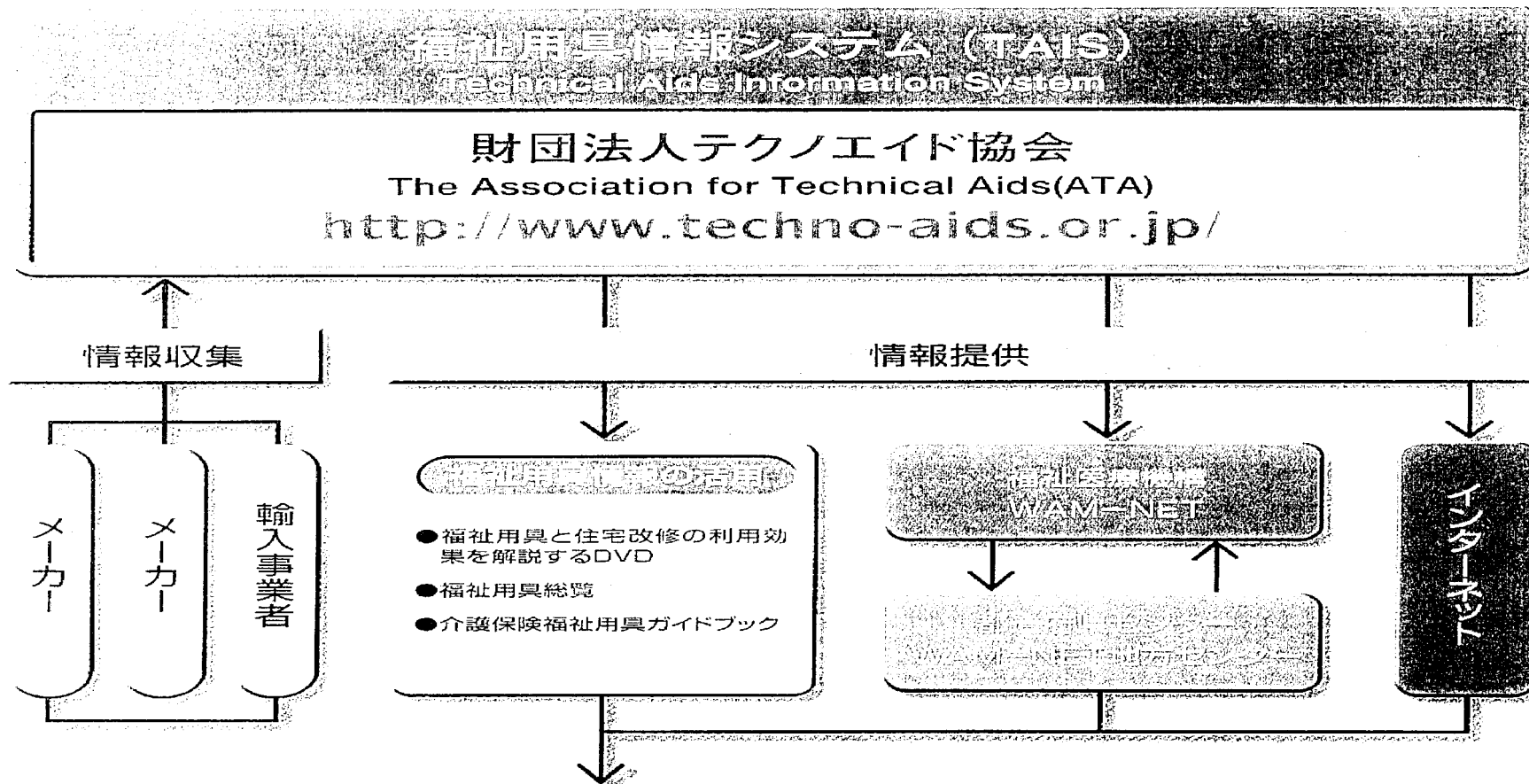
事項	介護サービス情報の公表	福祉用具情報システム (TAISシステム)	
			介護保険対象福祉用具詳細情報
目的	利用者の介護サービス事業所の選択（比較検討）を支援  （注：事業所の評価、格付け、画一化を目的としない。）	利用者の身体状況に合った適正な福祉用具の選択を支援	個々の身体状況等を考慮し、適切な福祉用具を選定・適合する観点から、ケアマネジャー、福祉用具専門相談員等の相談援助業務を支援
実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として全ての介護サービス事業所</li> <li>・事業所が現に行っている事柄（事実）を年1回公表、事実確認が必要な情報は第三者（調査員）が調査</li> <li>・誰でも比較可能な客観的な情報を公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカー、輸入事業者（任意）</li> <li>・福祉用具を扱うメーカー、輸入事業者が商品名、販売価格、型番、メーカー名等の商品の詳細を登録</li> <li>・福祉用具毎のスペックを公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護実習・普及センター等（任意）</li> <li>・介護実習・普及センターが実際の利用事例を参考情報として登録</li> <li>・利用事例に該当する福祉用具を福祉用具情報システムより引用</li> <li>・福祉用具選定のポイントを公表</li> </ul>
公表内容	（福祉用具貸与の例） ○基本的な事実情報 ・事業所を運営する法人等に関する事項 ・介護サービスを利用するに当たっての利用料等に関する事項 等  ○客観的調査が必要な情報 ・福祉用具の適合状態等の質の確保のための取組の状況 ・福祉用具の使用状況の確認のための取組の状況 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該福祉用具の希望小売価格、外寸等の仕様、当該福祉用具の特徴、企業情報 等</li> <li>※ CCTA コード（※1）に基づき、介護保険対象福祉用具（告示種目毎）、義肢・装具等に分類し、商品毎に TAIS コード（※2）を付与し公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の状態像に応じて、選定・適合が行われた事例（事例情報の知識共有）</li> <li>・種目毎に希望小売価格、種目特有の機能、外寸（cm単位）等、福祉用具に関する事項</li> <li>・利用者の性別、要介護度等の基本属性、起居・移乗・移動動作等の身体状況、他に利用する福祉用具等の福祉用具選定の際の参考情報</li> </ul>
実施主体	各都道府県	（財）テクノエイド協会	同左
情報総数	5,357事業所 （※3）福祉用具貸与事業所（H19.3末現在）	573社、6,101点 （H19.3末現在）	約3,200事例
受審義務	義務 （介護保険法第115条の29）	任意 （メーカー、輸入業者）	任意 （ケアマネジャー等が入力）

（※1） CCTA コード＝（財）テクノエイド協会が「ISO9999の福祉用具の分類と調和を図りつつ独立したもの」として制定した福祉用具の分類コード）  
 （※2） TAIS コード＝企業コード5桁と用具コード6桁からなる管理コード。（00000-0000000）  
 （※3） 福祉用具貸与は平成18年度より施行。特定福祉用具販売、介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売は、平成20年度施行予定

# 介護サービス情報の公表制度の仕組み



## 福祉用具情報システム(TAIS)及び 介護保険対象福祉用具詳細情報の概要

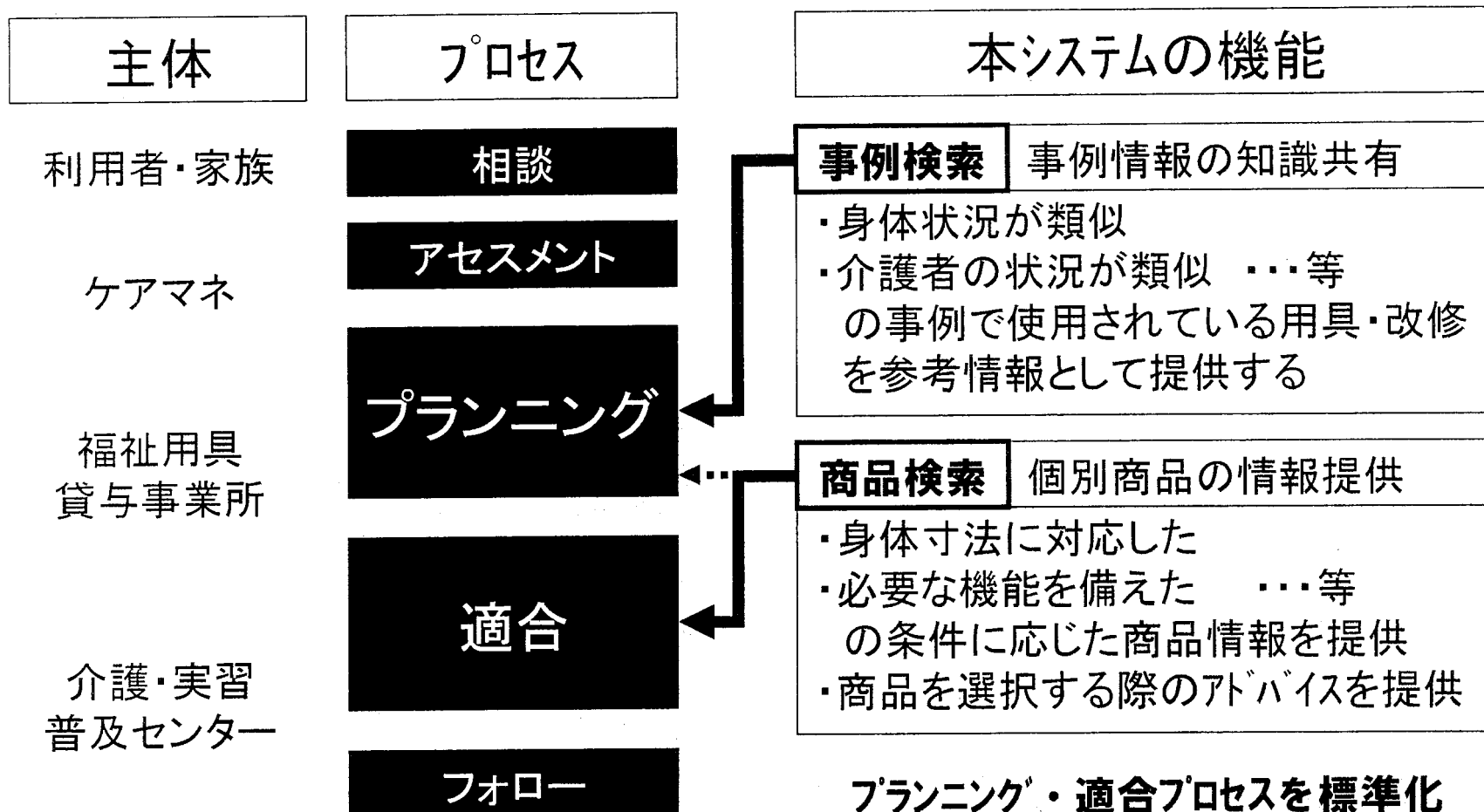


市町村、介護実習・普及センター、在宅介護支援センター、訪問看護ステーション、病院、特別養護老人ホーム、社会福祉協議会、居宅介護支援事業者、居宅介護サービス事業者  
ケアマネジャー、ホームヘルパー、福祉用具相談者 (OT・PT等)、福祉用具の利用者及び介護者  
福祉用具レンタル・販売事業者 等

※ (財)テクノエイド協会作成資料より抜粋



# 介護保険対象福祉用具詳細情報の概要



## 【給付方法に関する事項】

### 論点Ⅲ

- ・ 福祉用具利用期間中における利用者の平均支払額等
- ・ 福祉用具種別ごとの利用期間

【給付方法に関する事項】  
論点Ⅲ

◆福祉用具貸与利用期間中における利用者の平均支払額等

用具種別	CCTAコード	CCTA名	平均利用期間※1 (ヶ月) a	平均貸与月額 (単位数)※2 b	貸与費用(円) c=a×b×10	希望小売価格(円)※3 d
1701 車いす	122103	介助用車いす	14.0	584	81,744	108,777
	122106	後輪駆動式車いす	15.3	604	92,478	119,437
	122133	モジュラ車いす	12.9	815	105,167	187,572
	122190	姿勢変換機能付き車いす	11.1	877	97,332	219,626
	122124	電動三輪車・電動四輪車	18.9	2,231	421,708	318,648
	122127	電動車いす	13.4	2,097	280,984	497,266
1702車いす付属品	033303	褥瘡予防クッション	14.1	208	29,372	17,501
	122406	シート(座)・背もたれ・車いす用パッド・クッション	14.0	226	31,649	22,148
	122489	その他の車いす用品	17.1	157	26,800	13,874
1703特殊寝台	181209	電動ギャッチベッド	17.0	1,006	170,967	305,835
1704 特殊寝台付属品	180315	ベッド用テーブル	13.2	158	20,869	34,415
	181218	マットレス	16.4	237	38,919	52,211
	181227	ベッド用サイドレール、ベッド固定式起き上がり手	16.5	101	16,695	26,004
	180303	作業用テーブル	14.2	363	51,542	56,058
	181289	その他	13.4	130	17,446	21,691
1705 床ずれ防止用具	033306	褥瘡予防マットレス及びカバー	11.4	551	62,829	89,149
	033309	特殊な褥瘡予防装置	11.9	747	88,924	164,743
1706体位変換器	-	-	-	-	-	-
1707手すり	034806	平行棒・立位保持具	12.9	450	58,069	41,588
	091224	トイレ用簡易手すり(背もたれ付きを含む。)	15.3	307	46,964	24,139
1708スロープ	183015	携帯用スロープ	13.4	665	89,092	78,893
1709歩行器	120603	歩行器	12.1	254	30,767	18,048
	120606	歩行車	12.9	339	43,670	45,012
1710歩行補助つえ	120318	四脚杖	13.8	122	16,827	8,046
1711徘徊感知機器	-	-	-	-	-	-
1712移動用リフト	123606	台座式床走行リフト	10.1	1,361	137,494	385,167
	123612	住宅用設置型リフト	20.0	3,255	651,051	458,111
	183006	段差解消機	17.9	2,279	407,982	491,084
	180912	起立・着座補助機構付き座・椅子	15.1	1,126	169,959	191,061

※1:平成15年5月に利用を開始した利用者の平均利用期間(平成15年5月～平成18年4月審査分の介護給付費実態調査をもとに分析)。利用期間の定義は下記のとおり。

・福祉用具種別はCCTA95コード(「ISO9999の福祉用具分類との調和を図りつつ独立したもの」として(財)テクノエイド協会が制定した分類コード)に基づき分類した。

よって、途中で別商品に借り換えを行った場合でも、同じCCTA95分類内の借り換えであれば、継続利用しているものとして集計している。

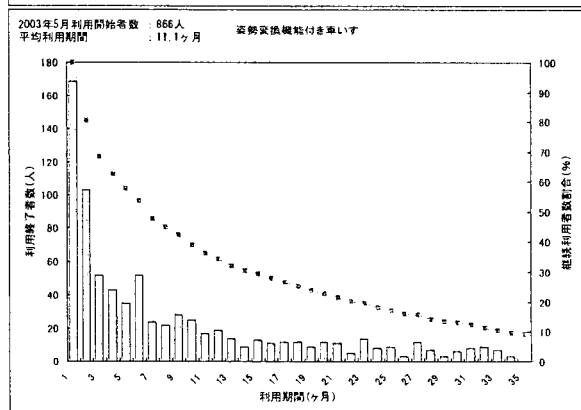
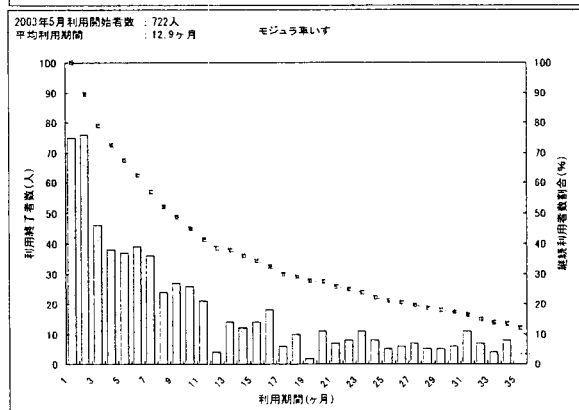
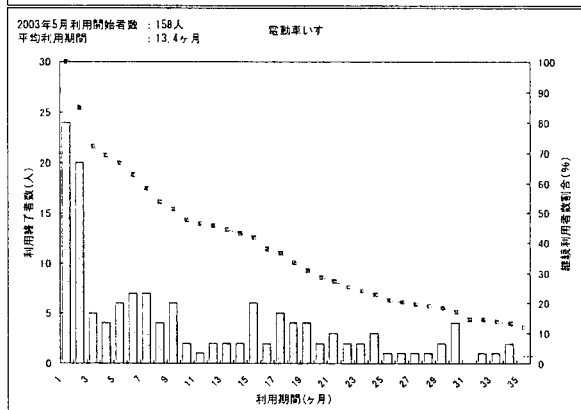
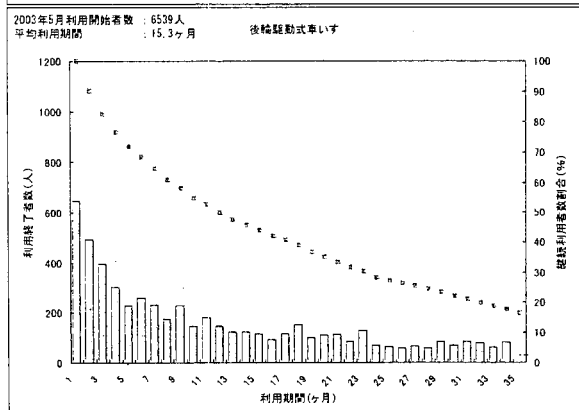
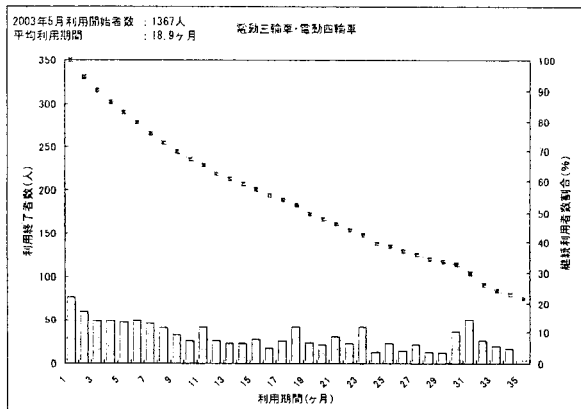
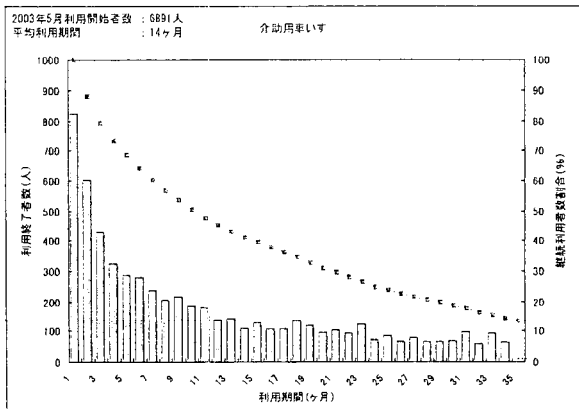
・途中利用を中断していても、2006年3月までに再度同じCCTA95分類の商品の利用を開始している場合、途中中断していた期間も利用期間に含めて集計している。

※2:平成17年4月～平成18年3月サービス提供分の平均価格(介護給付費実態調査から特別集計)。

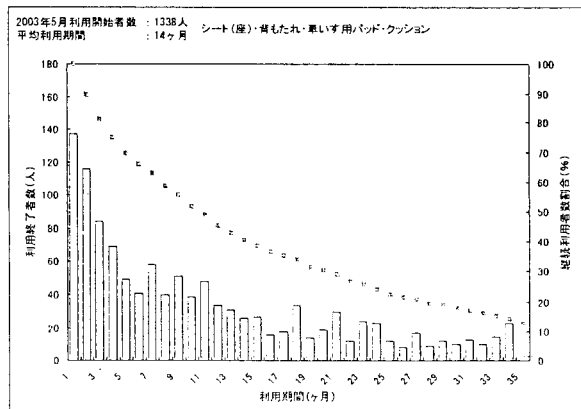
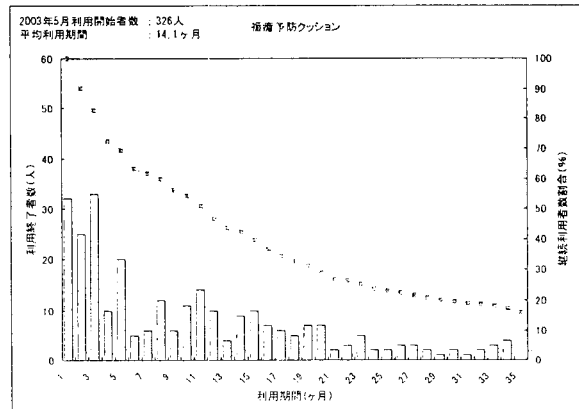
※3:福祉用具情報システム(TAIS:(財)テクノエイド協会が管理・運営)に登録されている個別福祉用具の価格情報に基づき、CCTA95の分類別に平均値を求めたもの。

福祉用具種別ごとの利用期間

○ 車いす

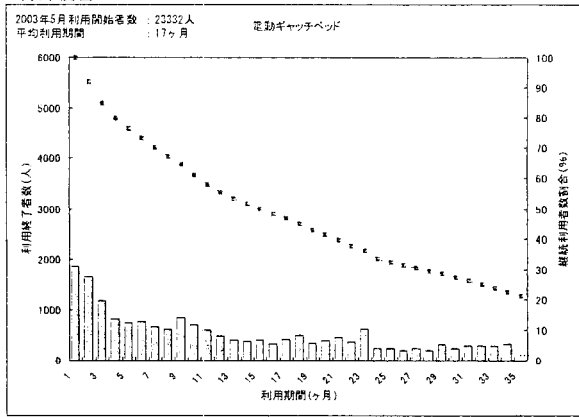


○ 車いす付属品

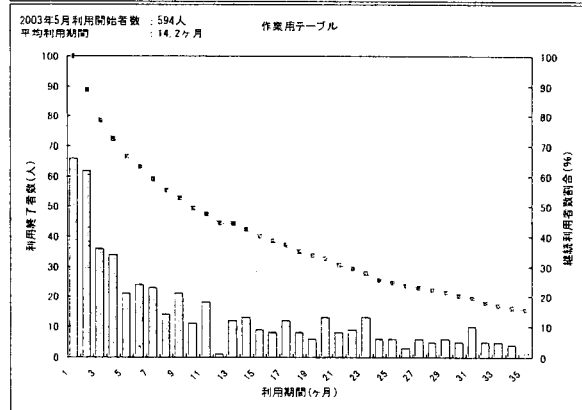
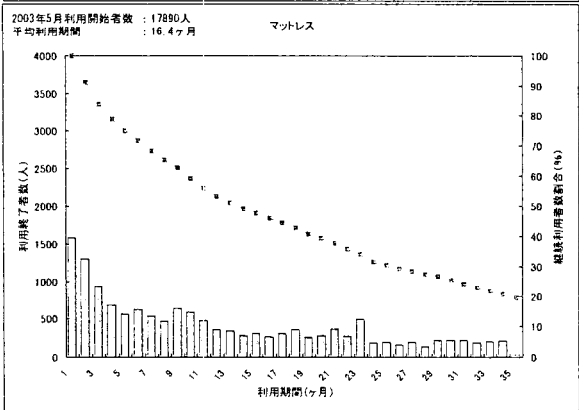
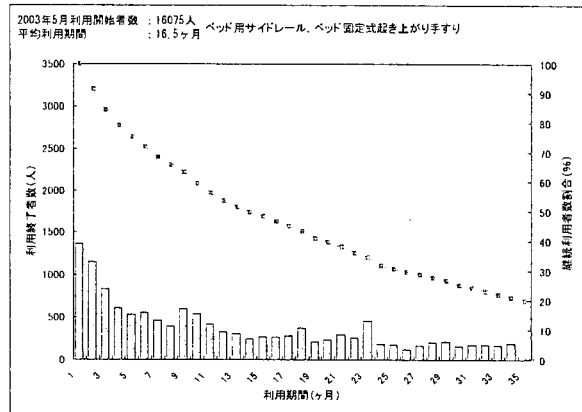
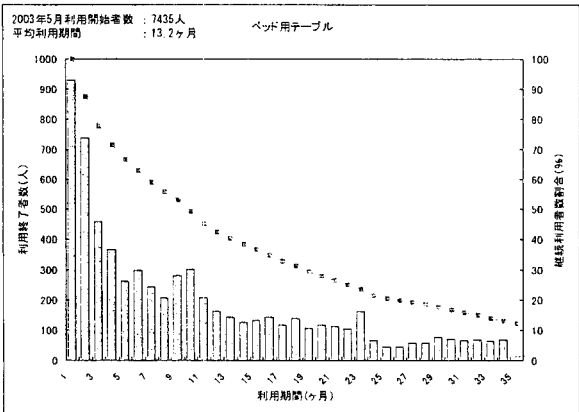


※1: 平成15年5月～平成13年4月審査分の介護給付費実態調査及び平成18年度介護保険における福祉用具貸与の実態調査((財)テクノエイド協会)結果を基に厚生労働省が作成。  
 ※2: 平成15年5月に利用を開始した利用者を対象とし、利用者数が100人以上の代表的な福祉用具を対象とした。  
 ※3: 福祉用具種別はCCTA95コード((ISO9999の福祉用具分類との調和を図りつつ独立したもの)として(財)テクノエイド協会が制定した分類コード)に基づき分類した。  
 ※4: 利用期間が35ヶ月以上の利用終了者数については、月次推移が把握できていないため、除いている。

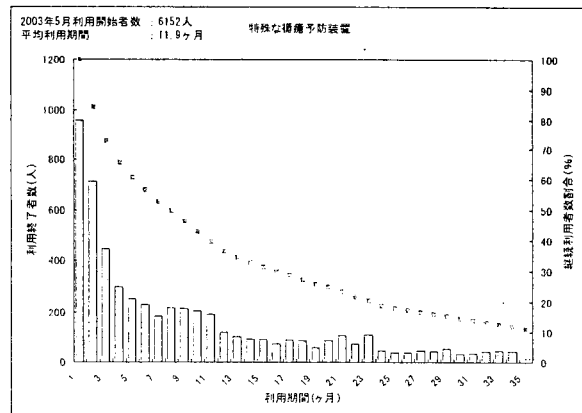
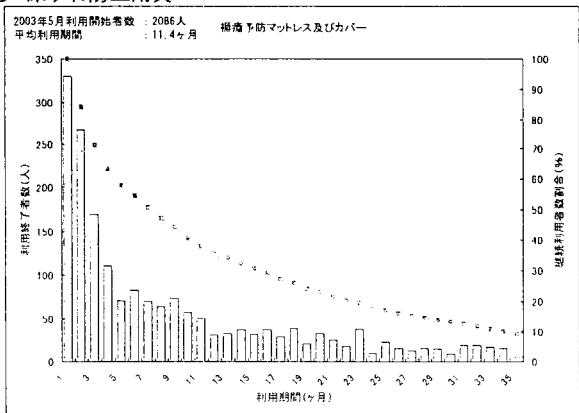
○ 特殊寝台



○ 特殊寝台付属品



○ 床ずれ防止用具



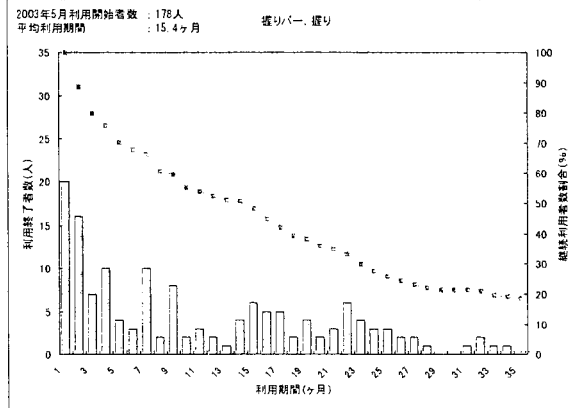
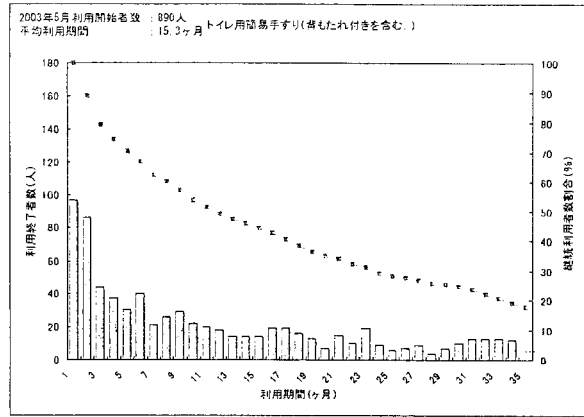
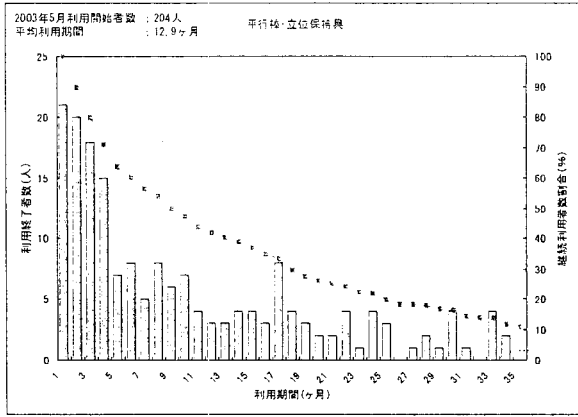
※1: 平成15年5月～平成18年4月審査分の介護給付費実態調査及び平成18年度介護保険における福祉用具貸与の実態調査((財)テクノエイド協会)結果を基に厚生労働省が作成。

※2: 平成15年5月に利用を開始した利用者を対象とし、利用者数が100人以上の代表的な福祉用具を対象とした。

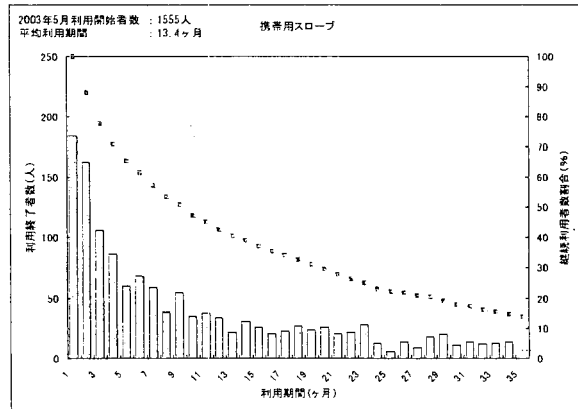
※3: 福祉用具種別はCCTA95コード(ISO9999の福祉用具分類との調和を図りつつ独立したもの)として(財)テクノエイド協会が制定した分類コード)に基づき分類した。

※4: 利用期間が35ヶ月以上の利用終了者数については、月次推移が把握できていないため、除いている。

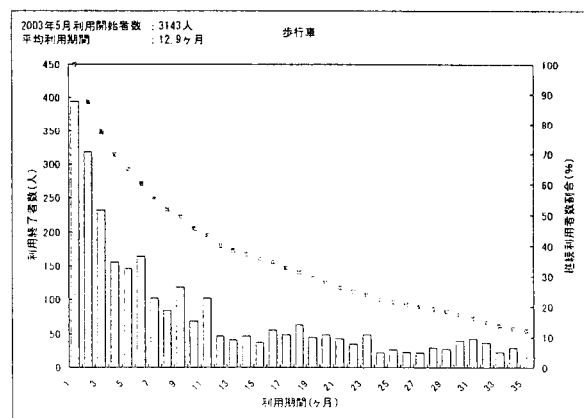
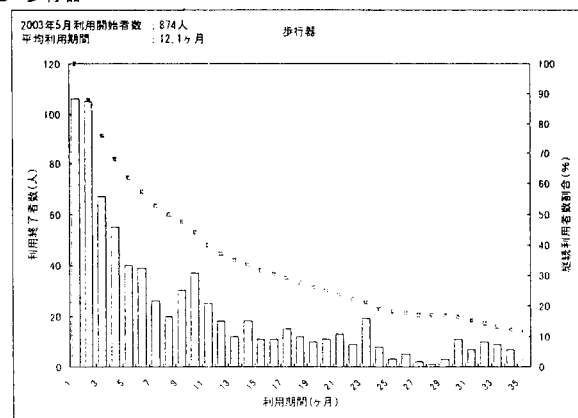
○ 手すり



○ スロープ

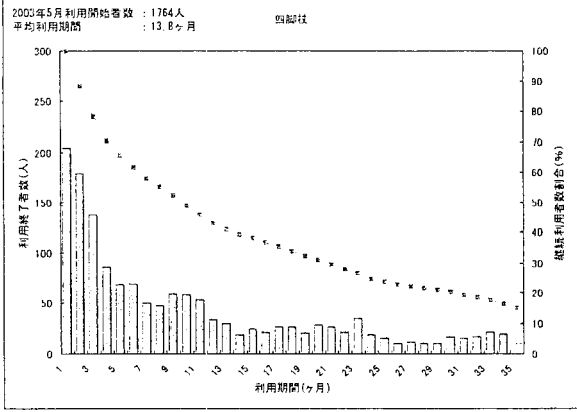


○ 歩行器

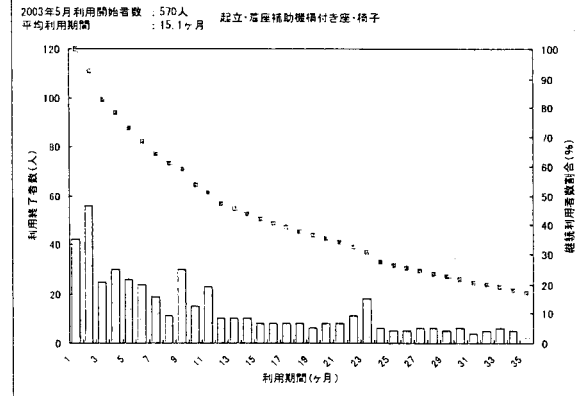
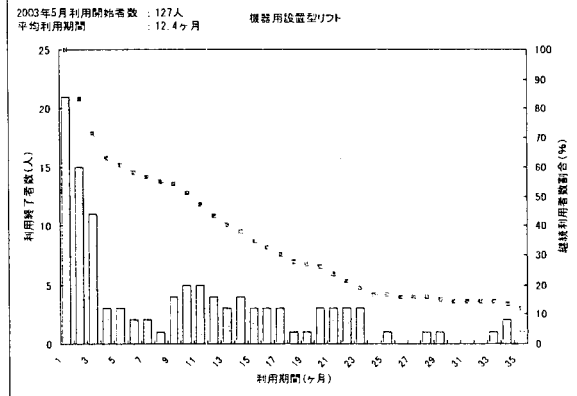
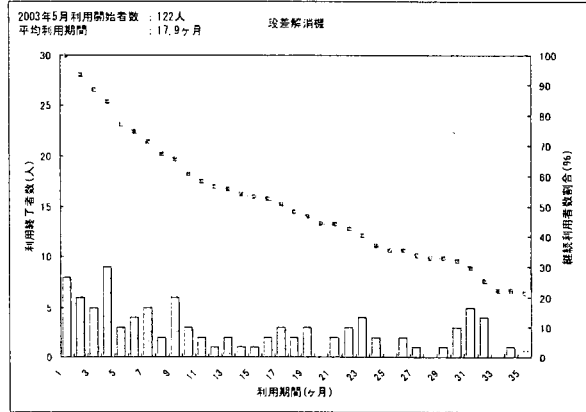
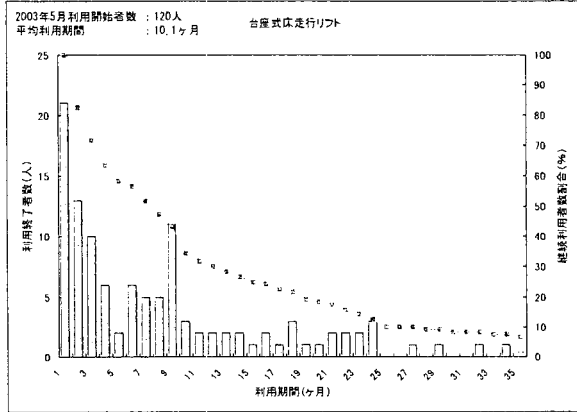


- ※1: 平成15年5月～平成13年4月審査分の介護給付費実態調査及び平成18年度介護保険における福祉用具貸与の実態調査((財)テクノエイド協会)結果を基に厚生労働省が作成。
- ※2: 平成15年5月に利用を開始した利用者を対象とし、利用者数が100人以上の代表的な福祉用具を対象とした。
- ※3: 福祉用具種別はCCTA95コード(ISO9999の福祉用具分類との調和を図りつつ独立したもの)として(財)テクノエイド協会が制定した分類コード)に基づき分類した。
- ※4: 利用期間が35ヶ月以上の利用終了者数については、月次推移が把握できていないため、除いている。

○ 歩行補助つえ



○ 移動用リフト



- ※1: 平成15年5月～平成13年4月審査分の介護給付費実態調査及び平成18年度介護保険における福祉用具貸与の実態調査((財)テクノエイド協会)結果を基に厚生労働省が作成。
- ※2: 平成15年5月に利用を開始した利用者を対象とし、利用者数が100人以上の代表的な福祉用具を対象とした。
- ※3: 福祉用具種別はCCTA95コード(「ISO9999の福祉用具分類との調和を図りつつ独立したもの」として(財)テクノエイド協会が制定した分類コード)に基づき分類した。
- ※4: 利用期間が35ヶ月以上の利用終了者数については、月次推移が把握できていないため、除いている。

## 【サービスの質に関する事項】

### 論点Ⅳ

## 【その他】

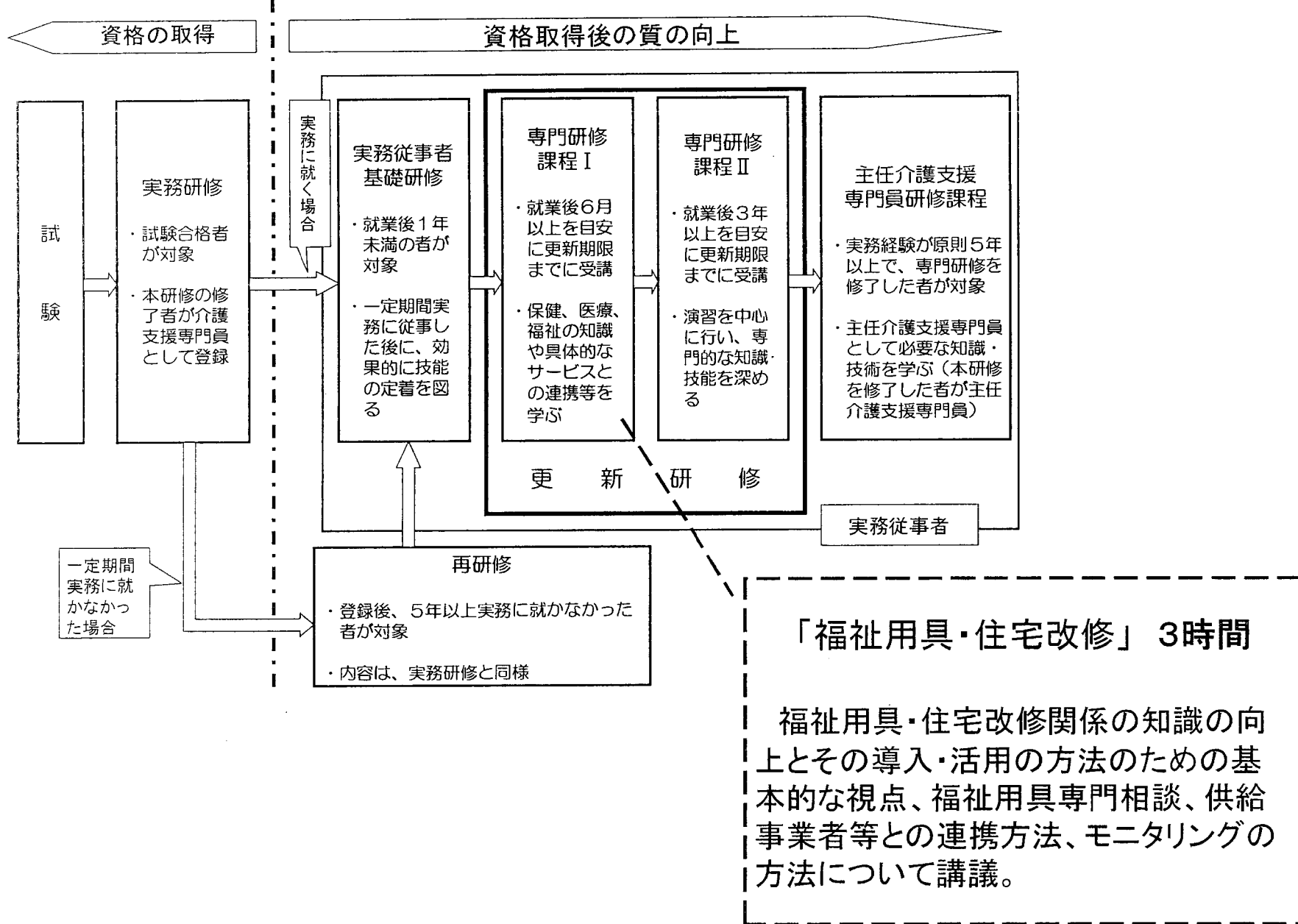
### 論点Ⅷ

- ・ 介護支援専門員の研修体系について
- ・ 福祉用具専門相談員の状況について



【サービスの質に関する事項】  
論点Ⅳ  
【その他】  
論点Ⅷ

# ○ 介護支援専門員の研修体系



## 「福祉用具・住宅改修」3時間

福祉用具・住宅改修関係の知識の向上とその導入・活用のための基本的な視点、福祉用具専門相談、供給事業者等との連携方法、モニタリングの方法について講義。

# ○ 福祉用具専門相談員の状況について

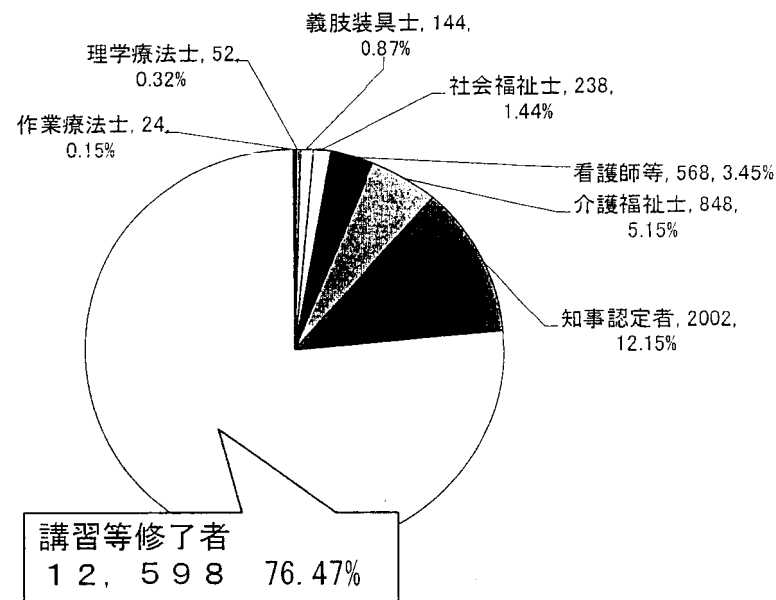
## 〔要件〕

●介護福祉士、義肢装具士、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、ホームヘルパー2級以上などの資格取得者。

●「福祉用具専門相談員指定講習」修了者。

※福祉用具専門相談員の76%

※講習修了者数104, 228人(平成16年度末現在)



平成15年度  
介護サービス施設・事業所調査より作成

## 〔福祉用具専門相談員指定講習について〕

- 都道府県指定の研修機関により実施される。
- (平成17年12月現在:142講習会指定)
- 介護保険における福祉用具貸与・販売事業所の人員基準に定める福祉用具専門相談員の任用資格を取得するために必要な研修。
- 受講資格としての制限は無い。
- 講義と実技を含む全40時間を受講する。

厚生労働大臣が定める講習の内容(時間数)

- 老人保健福祉に関する基礎知識(2)
- 関連領域に関する基礎知識(10)
- 介護と福祉用具に関する知識(20)
- 福祉用具の活用に関する実習(8)

第 1 回福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会  
 において配布した資料 4 の修正について

平成 19 年 9 月 3 日に開催されました第 1 回福祉用具における保険給付の在り方に関する検討会で配布いたしました資料 4「福祉用具の保健給付の在り方に関する改善のための論点」について、以下のとおり修正お願いいたします。

・ 資料 4 の 2 ページ目

(正)

報告書からの抽出(※)		現行制度における課題	
		報告書以外に参考とする資料(案)	
Ⅲ	(P95) 推定された回収期間は、車いすが約47ヶ月、特殊寝台が約32ヶ月、歩行補助つえが約9ヶ月となるが、より詳細な分析が必要と思われる。	平均貸与期間が平均回収期間を超えて貸与される種目は、貸与という給付方式になじまないのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全種目の平均回収期間、平均貸与期間、平均貸与価格</li> <li>・全種目のメーカー希望小売価格</li> </ul>

(誤)

報告書からの抽出(※)		現行制度における課題	
		報告書以外に参考とする資料(案)	
Ⅲ	(P95) 推定された回収期間は、車いすが約47ヶ月、特殊寝台が約32ヶ月、歩行補助つえが約9ヶ月となるが、より詳細な分析が必要と思われる。	平均回収期間が平均貸与期間を超えて貸与される種目は、貸与という給付方式になじまないのではないかと。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全種目の平均回収期間、平均貸与期間、平均貸与価格</li> <li>・全種目のメーカー希望小売価格</li> </ul>